

SERIES TAINS解体新書

青色事業専従者について ~専従者該当性と給与の適正額~



-----草間 典

Tax Accountant Information Network System

I. はじめに

所得税法は、居住者と生計を一にする親族等が居住者の営む事業から対価の支払を受ける場合に、その対価に相当する金額は、居住者の事業所得等の金額の計算上、必要経費に算入しない(所法56)としていますが、一定の要件に該当する場合には、青色事業専従者の給与の金額等を必要経費に算入する(所法57)としています。

今回は、青色事業専従者該当性と給 与の適正額について争われた裁判例を ご紹介します。

Ⅱ. 青色事業専従者該当性

平28.9.30東京地裁 (Z888-2030)(却下·棄却)

1. 事案の概要

税理士業等を営む原告は、平成21年分・平成23年分において、原告の妻を 青色事業専従者とし、妻に対し支払った給与の額を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して申告したところ、所轄税務署長は、妻は他に職業を有しており、原告の営む事業に専ら従事するとは認められないとして、各年分の所得税について増額更正の処分等を行ったため、原告がその取消しを求めたものです。

原告の妻は、不動産賃貸借及び管理を行うA社の社長であり、経営コンサルタントを行うB社、建築コンサルタントを行うC社の取締役でもありました。

2. 東京地裁の判断

所得税法施行令165条2項2号の規定は、居住者の営む事業に従事する同条1項の親族につき、「他に職業を有する者」である期間は、原則として事業専従期間に含まれないとしつつ、それらの者のうち「その職業に従事する

時間が短い者その他当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者」を例外的に除くものとしているところ、かかる例外に該当するかどうかについては、他の職業に従事する時間がおよそ短く、当該事業に専ら従事することが妨げられないことが一見して明らかであるかどうか、さらには、上記に当たらない場合を含め、当該事業及び他の職業の性質、内容、従事する態様その他の諸事情に照らし、実質的にみて当該事業に専ら従事することが妨げられないと認められるかどうかによって判断するのが相当である。

これを本件についてみると、乙は、 平成21年ないし平成23年において、本 件事業に従事するほか、これらの期間 を通じて、A社の代表取締役、B社及 びC社の取締役として、関連会社の業 務に従事していたのであって、上記の 期間を通じて「他に職業を有する者」 であったことは明らかであるから、乙 が「その職業に従事する時間が短い者 その他当該事業に専ら従事することが 妨げられないと認められる者」に該当 しない限り、事業専従期間は存在しな いことになる。

乙の関連会社の業務は、特に、代表 取締役を務めるA社の業務を中心とし て、種々の事務について相応の業務量 があったものというべきである。これ に対し、本件事業は、甲事務所におけ る原告の税理士業務であって、乙は、 原告の「所長代理」ないし「所長補佐」 として、同事務所の税務、会計業務に 従事していたというところ、関連会社 の業務と甲事務所の本件事業に係る業 務とを、主として自宅又は甲事務所に おいて行っていたことになるのである から、各業務の性質、内容、従事する 態様等に照らし、乙の関連会社の業務 について、本件事業に専ら従事するこ とが妨げられないものであったとまで は認め難いというべきである。

以上によれば、乙は、各期間を通じて「他に職業を有する者」であったことになるから、本件事業に係る青色事業専従者には該当しないというべきである。

Ⅲ. 青色事業専従者給与の 適正額

平24.6.22 鳥取地裁

(Z262-11975)(一部認容)(被告 控訴)

平25.10.23 広島高裁松江支部 (Z263-12318)(原判決一部取消 し・棄却)(上告受理申立て)

1. 事案の概要

本件は、税理士業を営む被控訴人が、その妻乙を青色事業専従者として、平成16年分から平成18年分までの各年分に係る乙の給与(平成16年分は1240万円、平成17年分及び平成18年分は各1280万円)を事業所得の金額の計算上必要経費に算入して申告したところ、所轄税務署長が、各専従者給与のうち乙の労務の対価として相当であると認められる金額を超える部分の金額は必要経費に算入できないとして、所得税の各更正処分等を行ったことに対し、被控訴人が、その取消しを求めた事案です。

2. 広島高裁の判断

所得税法57条 1 項及び同法施行令164条 1 項に照らして、本件各専従者給与全額が乙の労務の対価として相当であると認められるためには、乙の労務の実態が使用人のそれとは質的に異なる程の大きな差異があることが必要であって、そのような差異が認められない場合には、乙の青色事業専従者給与の額は、乙の労務の対価として相当であると認められる金額に減額されなければならないというべきである。

被控訴人の事業に従事していた乙の 労務の性質は、税理士業務の補助であって、基本的に使用人と異なるもので はないと認められ、使用人のそれと同 様、同等であって、大きな差異はなかったと認められる。

被控訴人事務所における乙の労務の 性質が基本的に使用人と同等であった としても、使用人との労務提供の程度 の差異が明確ではない以上、使用人の 給与との比較によって乙の労務の対価 として相当な額を認定することは、適 当でないと認められる。

乙の労務の対価として相当な額を認定するには、所得税法57条1項及び同法施行令164条1項に照らし、類似同業者における青色事業専従者の給与の金額との比較において認定することが相当である。

本件各年分における青色事業専従者である乙の労務の対価として相当な額は、平成16年分が571万円、平成17年分が545万円、平成18年分が525万円であるから、被控訴人が乙に支給した各専従者給与のうち、それぞれ同額を超える部分の金額は、被控訴人の事業所得の金額の計算上、必要経費としては算入できない金額となる。

Ⅳ. おわりに

TAINSで検索していただく際のキーワードは、「青色事業専従者」「適正額」などです。

検索でわからないことがございましたら、下記番号にお電話いただければ、検索方法をご案内いたしますので、是非、TAINSをご活用ください。

収録内容に関するお問い合わせは データベース編集室へ TEL 03(5496)1416

| 31 6 | 29849 63079 18910 | 田中梅澤福田 | 政義 正人 吉晴 | 練馬 西島 豊 島 | 東京地方会へ 関東信越会へ 東京地方会へ |
|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------|---------------------|--|
| 登録番号 55702 56517 44714 11507 30863 46318 28071 8343 8827 10147 26008 76416 12596 86479 13452 63029 20161 49415 | 柴增浜新阿設吉芳和戸早兵山大佐山新中氏沼山島井部樂原村泉田田庫崎橋々野木村 | 名正武成清源光》栄泰邦利時慶雅正裕敬博芳夫浩弘二利睦太司晴忠男造夫一孝治充 | 支神新目豊新王豊上 武渋足麹世中北神町 | 部田宿黒島宿子島野 野谷立町谷野沢田田 | 日 付 27年6月1日 28年11月21日 11月27日 11月30日 11月30日 12月7日 12月7日 12月7日 12月9日 12月11日 12月11日 12月13日 12月14日 12月15日 12月22日 12月22日 12月22日 |

入会法人(12月届出分)

SUビル604号

| 3874 | 税理士法人DOORS 豊島区東池袋 1 丁目48番10号 |
|----------|---|
| 3869 | 税理士法人アセットプライム 中央区日本橋兜町 1 番10号 |
| 2966 — 2 | 日証館 2 階 税理士法人鳥山会計 銀座サロン 中央区銀座 4 丁目12番 1 号 |
| 3872 | 銀座とりやまビル5F 税理士法人東京ユナイテッド 文京区本郷5丁目24番7-402号 |
| 3878 | 税理士法人カクシン経営 新宿区早稲田鶴巻町537番地 |
| 3882 | アリガクリエートビル 2 F ポラリス税理士法人 渋谷区代々木 2 丁目14番 5 号 |
| 3877 | 新宿F2ビル5階 フレンド税理士法人 新宿区高田馬場3丁目2番5号 |
| 3875 | プレンドビル7階 税理士法人ASAC総合事務所 板橋区成増2丁目10番26号 |
| 3884 | ダイヤビル1階 西新宿総合税理士法人 新宿区西新宿1丁目25番1号 |
| 3896 — 1 | 新宿センタービル47階 税理士法人MSAパートナーズ 東京事務所 中央区日本橋大伝馬町13番7号 |
| 12-1 | 日本橋大富ビル2階 東日本税理士法人 日本橋事務所 中央区日本橋大伝馬町11番8号 |
| 3894 | フジスタービル10階103号 税理士法人シンギュラリティ 目黒区上目黒 3 丁目14番 9 -307号 |
| | |

3543-1 税理士法人江波戸会計 東京支社 足立区千住旭町41番14号 第一ビル4階 3888 WAT´m税理士法人 千代田区五番町6番地2 ホーマットホライゾンビル7階 3384-1 税理士法人大田原会計事務所 日本橋オフィス 中央区日本橋本町1丁目8番3号704 退会法人(12月届出分) 法人番号 法人の名称 支部日付

2771-1 プルーデンス税理士法人 品 川 12月6日

新 宿 12月21日

品川 1571-1 税理士法人藤花

新宿事務所

| 東京税理士会会員状況 | | | | | | |
|------------|----------|-----------|--|--|--|--|
| ・税理士会員 | | ・法人会員 | | | | |
| 11月末会員数 | 22, 124名 | 1,408事務所 | | | | |
| 入会数 | 90名 | 17事務所 | | | | |
| 退会数 | 75名 | 2事務所 | | | | |
| 12日士合昌数 | 22 130夕 | 1 //23車務所 | | | | |

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。